

○根室市中小企業者等資格取得費支援補助金交付要綱

令和5年4月1日訓令第30号

改正

令和6年3月29日訓令第18号

根室市中小企業者等資格取得費支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等の人材育成支援及び雇用の安定化並びに企業の経営基盤強化を図るため、従業員に対し、業務上必要又は有益となる資格を取得させる中小企業者等に予算の範囲内で根室市中小企業者等資格取得費支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 市内中小企業者等

市内に事業所等を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認めるものをいう。

(2) 従業員

市内中小企業者等が労働契約に基づき雇用している者のうち、次の要件を全て満たすものをいう。

ア 事業主との間で無期雇用契約を締結していること。

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。

ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。

エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

オ 根室市に住民登録していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市内中小企業者等が営む事業に資すると認める国家資格及び国家試験並びにその他業務に必要な公的資格（以下「国家資格等」という。）を従業員に取得させる事業とし、補助金の交付対象となる国家資格等は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた国家資格等については、補助対象とすることができる。

2 同一従業員の対象資格取得に対する補助金交付回数は、各年度3回までとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内中小企業者等とする。

- (1) 次条に規定する資格取得に要する経費を全額負担していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 補助金の受領後も5年以上市内で事業を継続する意思があり、かつ、対象資格を取得した従業員を5年以上継続して雇用する意思があること。
- (4) 根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費のうち、補助対象者が負担した経費とする。ただし、対象資格が取得できなかった場合は、交付の対象としない。

- (1) 資格試験等の受験料及び登録免許料
- (2) 前号に掲げるもののほか、国その他資格授与機関が受講を指定する講習等の受講料

2 前項に定める経費に対し、本市以外から助成金及び給付金等（以下「補助金等」という。）がある場合は、当該経費から補助金等を差し引いた額を対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

対象経費の額	補助金額
--------	------

10万円以上	対象経費の1/2以内（補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、10万円を上限とする）
5万円以上10万円未満	5万円
5万円未満	全額

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、「根室市中小企業者等資格取得費支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）」のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、資格取得の日又は結果通知のあった日から3ヵ月以内に市長に申請しなければならない。

- （1） 第5条各号に掲げる対象経費を明らかにする書類
- （2） 前号の経費の支払を証明する書類
- （3） 資格取得を証明する書類の写し又は結果通知書の写し
- （4） 誓約書（様式第2号）
- （5） 従業員との雇用契約を証明する書類
- （6） 雇用保険、健康保険、厚生年金の被保険者を証明する書類
- （7） 補助金の振込先が確認できるもの
- （8） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を根室市中小企業者等資格取得費支援補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助対象者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （2） 補助を受けることについて不正な行為があったとき。
- （3） その他補助をすることが不相当と認められる事実があったとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年4月1日訓令第30号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第18号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象資格一覧

資格番号	資格名
1	建築士
2	建築施工管理技士
3	建築物石綿含有建材調査者講習
4	石綿作業主任者技能講習
5	石綿取扱い作業従事者特別教育
6	建設業経理士
7	監理技術者
8	建設機械施工管理技士
9	建設機械施工管理技士補
10	管工事施工管理技士
11	給水装置工事主任技術者
12	配管技能士
13	浄化槽管理士
14	建築大工技能士

15	電気工事士免許
16	電気工事施工管理技士
17	登録電気工事基幹技能者
18	電気通信工事担任者
19	電気通信工事施工管理技士
20	電気主任技術者
21	測量士・測量士補
22	技術士・技術士補
23	土木施工管理技士
24	振動工具取扱作業者
25	バルコニー施工技能士
26	ガラス施工技能士
27	サッシ施工技能士
28	左官技能士
29	足場の組立て等作業主任者
30	大型自動車免許
31	大型自動車第二種免許
32	大型特殊自動車免許

33	中型自動車免許
34	準中型自動車免許
35	普通自動車第二種運転免許
36	車両系建設機械免許
37	けん引免許
38	小型車両系建設機械
39	小型移動式クレーン技能講習
40	高所作業車運転技能講習
41	移動式クレーン運転士
42	クレーン運転士免許
43	玉掛け技能講習
44	フォークリフト運転技能講習
45	はい作業主任者技能講習
46	小型船舶操縦免許
47	運行管理者
48	介護支援専門員
49	介護実務者研修
50	介護職員初任者研修

51	介護福祉士
52	認知症介護実践者
53	認知症介護実践リーダー研修
54	認知症対応型サービス事業管理者研修
55	認知症対応型サービス事業開設者研修
56	福祉有償運送運転者講習
57	社会福祉士
58	社会福祉主事
59	精神保健福祉士
60	保育士
61	幼稚園教諭免許
62	管理栄養士・栄養士
63	海技士
64	家畜人工授精師免許
65	火薬類取扱保安責任者
66	刈払機取扱作業者
67	危険物取扱者
68	情報処理技術者

69	教習指導員
70	技能検定員
71	安全管理者選任時研修
72	防火管理者
73	消防設備士
74	消防設備点検資格者
75	有機溶剤作業主任者技能講習
76	アーク溶接作業者
77	ガス溶接技能講習
78	ガス溶接作業主任者
79	高圧ガス販売主任者
80	高圧ガス製造保安責任者
81	液化石油ガス設備士
82	特定高圧ガス取扱主任者講習
83	第一種圧力容器取扱作業主任者講習
84	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
85	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
86	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

87	粉じん作業特別教育
88	陸上特殊無線技士
89	海上特殊無線技士
90	無人航空機操縦士
91	採石業務管理者
92	砂利採取業務主任者
93	自動車検査員
94	自動車整備士
95	職長・安全衛生責任者教育
96	食品衛生責任者
97	酒類販売管理者
98	衛生管理者
99	チェーンソーによる伐木等の業務特別教育
100	調理師免許
101	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
102	ボイラー技師
103	簿記（日商）
104	登録販売者

105	狩猟免許
106	ファイナンシャル・プランニング技能士
107	冷媒フロン類取扱知見者
108	宅地建物取引士